

【釜石市総合振興審議会】

資料No.2追加資料

釜石市新市庁舎建設について

令和4年7月13日

総務企画部 資産管理課 新市庁舎建設推進室

現庁舎の課題

建物の老朽化（第1庁舎は昭和29年建設）

行政機能の分散による市民サービスの低下

狭隘であるためICTへの対応が困難

災害対策機能の不足

駐車場不足

バリアフリーやプライバシー確保のための機能不足

昭和61年から検討を開始

建設検討の経過

年月		内容	
昭和	61年	11月	釜石市庁舎建設検討委員会設置
平成	2年	2月	庁舎建設検討委員会報告書提出 ▶鈴子地区に建設
	6年		建設用地取得（鈴子地区）
	21年	12月	釜石市庁舎建設検討懇話会設置
	22年	9月	庁舎建設検討懇話会「新庁舎建設に向けた基本的考え方」提出 ▶建設場所は鈴子町地区より天神町地区の方がふさわしい
	23年	3月	東日本大震災により1階・地下部分が浸水被害
	23年	12月	復興まちづくり基本計画 策定《市議会で議決》 鈴子地区への消防庁舎の早急な整備を促進するとともに、震災の教訓を生かした市庁舎の東部地区への建設をはじめ、失われた公共施設の再配置を進める。
	24年		建設場所について、現市庁舎敷地を含む周辺地の議論がなされた。
	26年	3月	庁舎建設検討懇話会が提言書を提出 ▶あらたな建設候補地は、天神町旧釜石小学校跡地を適地とする。

建設検討の経過

年月			内容
平成 27年	2月	東部地区公共・公益施設整備調査委員会設置	
	28年 4月	東部地区公共・公益施設整備調査委員会が提言書を提出 ▶ 現庁舎の増改築案と、天神町の新築案を比較検討した結果、 建設場所は天神町地区が望ましい。	
	7月	釜石市新市庁舎建設検討委員会設置	
29年 8月		新市庁舎建設検討委員会が提言書を提出 ▶建設場所は「天神町の旧釜石小学校跡地」とする。 そのため、市として、次の項目へ早急に対策を実施すること。 ・市道只越天神町線（旧国道45号）の交差点改良による安全対策。 ・水害への備えとして十分な排水対策。 ・建設地へ複数路からアクセスするための、市道天神町3号線改良。	
	30年	上記対策に目途が付いたことから、 新市庁舎建設検討委員会、総合振興審議会、釜石市議会、市政懇談会 において建設場所を天神町とし建設することを了承	
	31年 3月	釜石市新庁舎建設基本計画策定	
令和 元年	7月	釜石市新庁舎建設基本設計完了	

建設検討の経過

年月			内容
令和 2年	9月		内閣府「日本海溝沿いの最大クラスの津波浸水想定」公表 新市庁舎建設地、1~2m程度浸水想定
	3年 6月		釜石市役所の位置に関する条例改正（議決） 釜石市只越町3丁目9番13号から釜石市天神町5番20号へ
		7月	新庁舎実施設計完了 日本海溝沿いの波浸水想定対策として、敷地1~2m程度盛土嵩上げ
		9月	釜石市新市庁舎建設費 予算成立
	12月		新市庁舎建設工事の発注見合わせHP掲載 (岩手県実施の最大地震に伴う津波シミュレーションの公表待ち)
4年	3月		岩手県最大地震に伴う津波シミュレーション公表 新市庁舎建設地 計画地盤高で3m程度浸水（現地盤高で5m程度の浸水）
	6月		第13回新市庁舎建設検討委員会、議員全員協議会 浸水想定へ対する考え方について説明



東部地区である理由

東部地区は、これまで当市の中心市街地として栄え、当市の顔として経済をけん引してきた地域であるが、平成に入り、人口減少や事業の担い手不足などにより空き店舗が目立つなど、景気の低迷が顕著となってきた。

このため、東部地区のみならず、当市経済全体へ影響が大きく対策が急務として、中心市街地活性化策の展開が図られてきた。



東部地区である理由

東日本大震災が発生し、東部地区においても津波により壊滅的な被害を受け、改めて中心市街地として、そして被災地の復興として活性化が急務であるところ、市役所は日々数百人の人々が行き来する施設として地域経済の面で効果的な施設と考え、同地域への建設が必要と考えたところである。

東日本大震災発生
沿岸部壊滅的な被害

中心市街地の復興・活性化が急務

商業施設
買い物客など人の往来

新市庁舎建設
数百人の人々が往来する施設

市民ホール建設
イベントの開催

釜石市の復興

フロントプロジェクト1・2・3



東日本大震災を受け、市議会や復興プロジェクト会議などにおける検討協議を経て策定した「釜石市復興まちづくり基本計画」では、東部地区の歴史性を踏まえ、同地区の拠点性の向上に努めることとし、フロントプロジェクト2として位置付け進められてきた。

東部地区である理由

東部地区の復興まちづくりについては、経済的な持続性も考え、復興事業を早急に進めるために一定程度の津波浸水を許容することとして進めた。

そうした中、当市の中心市街地として新たな市民ホールでのイベントや買い物など人の往来が多い場所であり、災害時に地域住民や事業所就業者そして来訪者など大勢の人々が直ちに避難できる場所の確保が急務であり、この役割を経済活性化の役割と合わせて新たな市庁舎がになうことが必要かつ効率的であると判断した。

避難場所の確保

地域経済の活性化

東部地区

市民が利用しやすい
行政窓口

天神町である理由

- ・東部地区内で地盤の高さが高く、復興まちづくり計画において津波による浸水がない場所であったこと。
- ・市所有地であり、土地購入費の負担が少なく経済的に優れていること。

県公表の最大津波浸水想定

- ・何としても人の命を守るために津波浸水想定。
土地利用計画の策定に活用するものとは分けて考えるべきものである。
- ・自然に対しては畏敬の念をもって臨むべきであり命を守るために最悪を想定することが必要。
一方で、人間の技術や知恵に期待しなければ文化的で持続可能な生活は行えない。
- ・東日本大震災時の津波では、湾口防波堤は防護効果を発揮、
防潮堤は一部損壊があったものの効果を発揮。
更には復興事業において津波が越流しても粘り強く効果を発揮するように設計、施工されている。

防潮堤が破堤した場合の避難の考え方

県公表の最大津波浸水想定

現設計で1階約3分の2の浸水

一時避難場所

一時避難者受入可能人数

屋内 約1,900人分確保可能
(屋上を含むと約3,300人)

※想定される避難者

来客最大250人、周辺地域住民830人
こども園定員130人

※市職員分は別途確保

業務継続

業務への被害を
最小限にするた
めの工夫

新市庁舎建設計画は現計画のとおり進めることを基本

とし、万が一に備え、1階フロアは機材や書類の配置
を最小限とするためフリースペース的な窓口利用とす
る。（E案）